## 第854回 教育委員会会議録

午後1時30分から午後2時10分まで

場所 御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1番 教育長勝亦 重夫2番 委員勝又 英和3番 委員杉山 ゆかり4番 委員大西 孝明5番 委員渡邉 直子6番 委員長田 光男

陪席者

教育部長

教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 学校給食課長

社会教育課図書館長 スポーツ交流課長 教育総務課課長補佐 学校教育課課長補佐

社会教育課課長補佐スポーツ交流課課長

補佐

教育総務課副参事
社会教育課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校給食課副参事

事務局

教育総務課副参事 教育総務課副主幹

議事

御教議第17号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

御教議第 18号 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

御教議第19号 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命に

ついて

御教議第20号 御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

御教議第21号 御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任

命について

御教議第22号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命に
	ついて
御教議第23号	富士岡中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命につ
	いって
御教議第24号	御殿場市社会教育委員の委嘱について
御教議第25号	御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について
御教議第26号	御殿場市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又
	は任命について
御教議第27号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又
	は任命について
御教議第28号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命につ
	いて
御教議第29号	令和4年度就学援助について

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。 ただ今から御殿場市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することに ご異議ございませんか。

#### (異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 杉山 ゆかり 委員 と、

4 番 大西 孝明 委員 にお願いいたします。

次に会期でありますが、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

教育長

GW期間中、日本全国で多くの人出がありました。御殿場にも、アウトレットを中心として県外からの大勢の人が押し寄せたようで、久しぶりに138号線の渋滞を見ました。人出が増えた影響からか、コロナ感染者が増加傾向となり、学年閉鎖の措置を取った学校もあります。しかし、全体的には落ち着いた状況になっていると捉えています。

先週から、中学校では修学旅行が順次スタートしました。ほとんどの生徒が参加する予定になっていると聞いてうれしく思います。これからの時期は、運動会等、色々な行事が計画されています。できる限り行事を実施し、子供たちの成長に繋げていきたいです。

新年度が始まってから一月半となり、心身に不調が出やすい時期になっています。教職員や子供の心身の健康管理に留意していく必要があります。「話をよく聞く」「ゆとりを持たせる」ということが大切になります。

4月22日 御殿場市立幼稚園連絡協議会総会 御殿場市交通安全対策委員会総会

教育長

市内公立幼稚園 7 園の先生方によって構成される連絡協議会です。連絡協議会は、先生方の資質向上という面でも大きな役割を果たしています。

4月24日 五十雀山歩会総会

教育長

五十雀山歩会は、御殿場市・小山町で6支部を構成し、現在会員は256人です。

4月25日 部長連絡会 定例記者会見 北駿地区保護司会総会 スポーツタウン御殿場推進協議会総会

教育長

2020東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承と本市のスポーツ振興を目的として「スポーツタウン御殿場推進協議会」が設立されました。

4月26日 家庭教育学級運営委員研修会

教育長

今年度も市内24の保育園・幼稚園・小中学校で家庭教育学級が開級しました。 コロナ禍ですが、活動が活発に行われることを願います。

4月27日 庁議

県の全市(政令市を含む)の教育長からなる協議会が、磐田市で開催されました。会場は、以前教育委員の視察研修で訪れた複合施設「にこっと」です。向かいには、新磐田市民文化センターが建設されていました。(7月オープン)

5月2日 沼津信用金庫防犯啓発品寄贈式

教育長

防犯標語「いかのおすし」入りティッシュペーパー、防災ハンドブック等を小 学生1年生対象に寄贈していただきました。

5月6日 市校長会 試験委員会

5月7日 北駿中学校野球大会

教育長

前年は合同チームでの出場が多かったですが、今回は市内全ての学校が単独で 出場できました。

5月9日 部長連絡会地区校長会三役訪問

教育長

市校長会・教頭会代表者訪問 青少年補導委員委嘱状交付式 青少年補導委員は、各地区からの推薦者、学校教職員、学校PTA推薦者、社会 教育指導からなり、総勢114人です。11班に分かれ補導活動を行い、青少年 の健全育成にご尽力いただきます。

5月10日 園長会

5月11日 全国都市教育長協議会総会及び研究大会

~ 1 3 H

教育長

山口県山口市を開催地区として行われました。コロナの影響で何度も延期され、 3年ぶりに開催しました。各地区の先進的な取組を知ることができました。

5月16日 部長連絡会 小山高校定時制教育振興協議会理事会・ 総会人事管理訪問(御殿場南小)

教育長

御殿場市と小山町が協力して、小山高定時制の教育振興を支援しています。今年度の新入生は8人でした。欠席もほとんどなく真面目に勉学に励んでいるようです。

年度始めの校長との面談を行い、今年度の学校経営の重点等や現在の学校の状況について意見交換しました。

5月18日 文化財審議会 定例教育委員会 男女共同参画都市宣言 男女共同参画キャッチフレーズコンクール表彰式

教育長

キャッチフレーズコンテストに中学生の部に599点、一般の部に111点の応募がありました。

中学生の部特選

長嶋結花(富士岡中) 子上真奈(原里中) 杉浦登真(原里中)

一般の部特選

山岸健太郎

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

教育長の冒頭のごあいさつにもありましたとおり、3年ぶりに行動制限のない ゴールデンウィークとなりまして、二週間近くが経ちました。今年のゴールデン ウィークは最長で10日間という非常に長い休みとなり、堰を切ったように多く の方が、街等に繰り出しているような背景をニュース等で拝見いたしました。

その中でやはり気になるのは、ゴールデンウィーク明けてコロナの感染者の状況がどうなるのかなというところでしたが、今のところ全国的には少しずつですが減少傾向で、当市においても週平均あたりですと10~20人くらいということです。学校関係についても1桁代くらいで下がっており、落ちついてきているなという印象であります。その中で、市としましてもWithコロナということで、いろいろな行事、イベント、事業については基本的には、やって行こうという姿勢で取り組んで参りたいと思っております。それに合わせて学校行事についても同じように十分コロナ対策をとりながらやっていく方針でおります。教育委員の皆様にも前向きな行事等のご案内があるかと思いますが、ぜひ出席の程よろしくお願いします。

本日の議案は13件となっております。数も多いようでございますけど、ご審議の程よろしくお願いします。

教育長

それでは、議事に入ります。

#### 御教議第17号

#### 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

教育長

御教議第17号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題と いたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第17号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」につきまして、内容を説明いたします。

お手元の議案書の2ページと御教議第17号資料をご用意願います。

御殿場市立学校設置審議会は御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所および規模に関する事項や通学区域に関する事項について調査する審議会でございます。それでは御教議第17号資料をご覧ください。

委員の任期につきましては2年間となっておりますが、この度、令和4年3月31日をもちまして任期が満了となりましたことから、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで次の任期につきまして新たに委嘱を行うものです。

委員の人数は15人以内で組織することが規定されておりまして、今回委嘱を行う委員は13名でございます。内訳につきましては、新任が9名、再任が4名となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申しあげます。

教育長

ただいま御教議第17号についての内容説明がなされました。本案について 質疑を求めます。

教育長

質疑がありませんので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第17号「御殿場市立学校設置審議 会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第18号

#### 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第18号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を 議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第18号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の3ページおよび御教議第18号資料をお開きください。就学支援委員会は特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特別支援学校および特別支援学級への就学支援の適正をきすため地方自治法の規定に基づき設置するものです。

委員は御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により15人以内とし御殿市 医師会の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、 家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。現在の委員15人の任 期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっています が、この度、委員2人の退任が生じたため、後任者について前任者の在任期間 を任期として承認をお願いするものです。説明は以上となります。ご審議のほ どよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第18号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第18号「御殿場市就学支援委員会 委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第19号

#### 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第19号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第19号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の4ページおよび御教議第19号資料をお開きください。

専門調査員は就学支援委員会において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学に関し専門的に調査をするために御殿場市就学支援員会設置条例の規定に基づき設置するものです。

専門調査委員は条例の規定により、市内の学校に勤める教員で、特別支援の経験を有する者、特別支援に関する専門的知識を有する者から委嘱又は任命をします。調査員の人数に関する規定はありません。現在の調査員5人の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっていますが、この度、新たに調査員を2人増員することについて、教育委員会の承認をお願いするものです。これは近年、調査件数が増加傾向にあり、負担も増えていることから、調査員を増員し1人あたりの負担軽減をはかるものです。なお、任期は現在の調査員と同様に、令和5年3月31日までとします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第19号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第19号 | 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第20号

#### 御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第20号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を 議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第20号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の5ページおよび御教議第20号資料をお開きください。

就園支援委員会は特別な支援を必要とする幼児が入園または在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため地方自治法の規定に基づき設置するものです。

委員は御殿場市就園支援委員設置条例の規定により10人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。現在の委員10名の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっていますが、この度、委員1人の退任が生じたため、後任者について、前任者の在任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第20号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第20号「御殿場市就園支援委員会 委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第21号

#### 御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第21号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第21号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の6ページおよび御教議第21号資料をお開きください。

いじめ問題対策連絡協議会はいじめ防止対策推進法および御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し関係機関や諸団体との連携を諮るために設置するものです。

委員は御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により30人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員から委嘱又は任命をします。現在27人の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっていますが、この度、委員5人の退任が生じたため、後任者について前任者の在任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第21号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第21号「御殿場市いじめ問題対策 連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しま した。

#### 御教議第22号

#### 御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について

教育長

御教議第22号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を議 題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第22号「御殿場市立学校結核対策委員 会委員の任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の7ページおよび御教議第22号資料をお開きください。

学校結核対策委員会は学校における結核対策の推進をはかるため地方自治法の規定に基づき設置するものです。学校における結核健康診断の実施状況および結果の把握に関すること、精密検査対象児童生徒の管理に関すること等について調査や審議をおこないます。

委員は御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により10人以内とし、御殿場市医師会の代表、御殿場保健所長、学校関係者、市職員のうちから 委嘱又は任命します。

今回、委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となりましたので、あらためて、委員8人の委嘱又は任命について、教育員会の承認をお願いするものです。新たな任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第22号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第22号「御殿場市立学校結核対策 委員会委員の任命について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第23号

#### 富士岡中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第23号「富士岡中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」 を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第23号「富士岡中学校学校運営協議会 委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の8ページおよび御教議第23号資料をお開きください。

学校運営協議会は保護者及び地域住人の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住人等が一体となって、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置するものです。

委員は規則の規定により15人以内とし、児童又は生徒の保護者、地域住人、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。現在の委員15人の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっていますが、この度、委員6人の退任が生じたため、後任者について前任者の在任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第23号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第23号「富士岡中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第24号 御殿場市社会教育委員の委嘱について

教育長

御教議第24号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第24号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」につきまして、説明いたします。

議案書9ページおよび御教議第24号資料をお願いいたします。

社会教育委員は社会教育法に基づき社会教育に関して教育委員会に助言するため設置するもので、当市では規則にも基づき、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱している者で、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。

この度、年度が変わり、名簿のNo.8の家庭教育関係の委員が変更となったため、新たに委嘱をするものです。なお任期は前任者の在任期間の令和5年3月31日までの1年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第24号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第24号「御殿場市社会教育委員の 委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第25号

#### 御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

教育長

御教議第25号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第25号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」につきまして、説明いたします。

議案書10ページおよび御教議第25号資料をお願いいたします。

青少年問題協議会委員は地方青少年問題協議会法および御殿場市青少年問題協議会条例に基づき青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を、調査審議することを目的に設置しているもので、委員の人数は30人以内、任期は2年となっております。

この度、令和4年3月31日で任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものです。委員は新任委員が13人、再任委員が7人の20人となります。 なお任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第25号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第25号「御殿場市青少年問題協議 会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第26号

#### 御殿場市放課後子どもプラン運営員会委員の委嘱について

教育長

御教議第26号「御殿場市放課後子どもプラン運営員会委員の委嘱について」 を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました、御教議第26号「御殿場市放課後子どもプラン 運営委員会委員の委嘱について」につきまして、説明いたします。

議案書11ページおよび御教議第26号資料をお願いします。

放課後子どもプラン運営委員会委員は市内の子ども達の放課後等の安全対策、健やかな居場所づくりを推進する総合的な放課後対策運営方法等を審議するため、地方自治法に基づき設置するもので、委員は放課後児童育成連絡協議会の代表、保護者の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、市職員から委嘱または任命することとなっています。

この度、年度が変わり8人の委員が変更となったため、新たに委嘱又は任命するものです。新任の委員は2番から5番、11番、13番から15番となります。なお任期は前任者の在任期間の令和5年3月31日までの1年間となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の程お願いいたします。

教育長

ただいま、御教議第26号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第26号「御殿場市放課後子どもプラン運営員会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第27号

# 御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第27号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校給食課長

ただいま議題となりました、御教議第27号「御殿場市立学校給食センター 運営委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の12ページおよび御教議第27号資料をご覧ください。

本件につきましては、御殿場市立学校給食センター条例および条例施行規則に基づき、給食センターの運営に関する必要な事項を審議するため運営委員会を設置するものです。

委員は20人以内で組織することとなっております。今回、委嘱又は任命する委員は、学校長が4名、学校校医3名、学校薬剤師1名、学校PTA代表者が8名、その他教育委員会が必要と認める者が2名の合計18名となっております。委員の任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ただいま、御教議第27号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第27号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

#### 御教議第28号

#### 御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第28号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」 を議題といたします。

市民スポーツ課長

ただいま議題となりました、御教議第28号「御殿場市スポーツ推進審議会 委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。

議案書の13ページおよび御教議第28号資料をご覧ください。御殿場市スポーツ推進審議会委員の任期は2年となっております。現在の委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっていますが、この度、令和4年4月1日付の人事異動等により2名の委員が変更となったことから、ご承認をお願いするものです。

委員名簿の右側の列に継続と書かれている委員については、昨年度に引き続き変更はありません。

新規と書かれている4番の御殿場市スポーツ推進委員は4月に前任の委員が退任されたことによる変更となります。同じく13番は御殿場小学校に4月1日付の人事異動により赴任されたため、前任の委員から変更となります。

なお、2人とも選出母体である御殿場市スポーツ推進委員会、御殿場市校長 会から、それぞれ推薦書が提出されておりますことを申し添えて、説明とさせ ていただきます。

ご承認のほどよろしくお願いします。

教育長

御教議第28号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がございませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第28号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第29号 令和4年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第29号「令和4年度就学援助について」を議題といたします。本案については非公開といたしますので、関係者以外はご退席の方をお願いします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第29号につきまして、内容説明をい たします。

(内容説明)

教育長

ご異議がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第29号「令和4年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会5月定例会を閉会 といたします。

午後2時10分 閉会

## 会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3番委員

4番委員